

1. 第2章 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の見直し に関する構成員意見

構成員	意見概要	事務局の回答
CIAJ	<p>1) ユーザネットワークの定義について 資料安作18-2にてユーザネットワークの具体例として、「企業内LANを設置する者のネットワーク」とありますが、安全・信頼性基準の適用の考え方に合わせると、「複数拠点の企業内LAN間を結ぶ大規模基幹ネットワーク」に限定して良いと思われれます。</p> <p>支線系については、事業者ネットワークでも適用対象でなく、また、いざというときには公衆ネットワークによる一時的代替えも考えられ、影響度も小さいと考えられることから、本基準の適用対象外としても良いと考えます。</p>	<p>○ 安全・信頼性基準の対象は、「情報通信ネットワークのうち社会的に重要なもの又はそれに準ずるものを対象」としているため、ご指摘のような「大規模基幹ネットワーク」が主な対象ネットワークとなる。</p> <p>○ こうしたネットワークの設置、管理、運用等において基本的に遵守すべき事項は、ネットワークの規模の大小にかかわらず、基本的には同様であると思料する。</p> <p>企業内LANのICT環境が広く普及されている状況を踏まえれば、企業ネットワークの規模にかかわらず、多くの事業者のネットワークに本基準が参照されることは、むしろ好ましいと考える。</p> <p>○ そのため、特に小規模のネットワークを適用対象外と明記等する必要はないものとする。</p>
NTT	<p>報告書案 2.2.2.1 「津波対策の強化について」が新たに記載されていますが、「情報ネットワーク 安全・信頼性基準の見直しに関する論点(方向性)(案)」の別表第1 第1 2.(6)水害対策でTCAのコメントにあるとおり、地域の移転計画などが盛り込まれる地域防災計画と連動した検討が必要であり、一通信事業者のみでの対策実施は容易でないことから、実施方針等(◎→◎*等)についてご検討いただければと考えます。</p> <p>また、「2.1.5 大規模災害対策に関する措置の追加について(Ⅱ)」の中に津波対策も含んでいると認識しており、実施方針等のバランスも考慮が必要かと考えます。</p>	<p>○ 貴見を踏まえ、◎→◎*に修正することとしたい。</p>

安全・信頼性検討作業班報告(案)に対する構成員意見

構成員	意見概要	事務局の回答
CIAJ	<p>2)別表第1 設備等基準(別添1) 企業にとって災害等に対するNW構築方法はコストと信頼性の比較になります。 また、一般企業においては、通信設備の設置条件は自社管轄ビル内というように限定されており、事業者用ネットワークに比してその自由度は非常に低いものと言わざるを得ません。 従ってこうした環境に依存するような項目については、各企業等の事業継続計画等の中で経営判断によって行われるものであり、事業者と同列ではなく、以下については、すくなくとも「望ましいレベルの○」とすべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第1 設備等基準(別添1) 第1 設備基準 2 屋外設備 (6)－2 津波対策 ・別表第1 設備等基準(別添1) 第2 環境基準 2 通信機械室等 (1)通信機械室の位置 	<p>○ ご指摘のとおり、基本的事項に関する対策の実施指針については、ネットワークの種類、規模、重要度の違いがあっても、同列に扱っているケースがある。</p> <p>○ 安全・信頼性基準は、具体的な義務を課す性格のものではなく、安全・信頼性を向上させるための指標(対策、実施指針)を示すことにより、関係者の自主的な対応、取組がなされることを期待しているものである。</p> <p>○ こうした本基準の性格を踏まえれば、既定の実施指針に対して、ユーザネットワーク、特に小規模のネットワークについては、ネットワークの種類、設置環境等の具体的な状況に基づき、実情にあった個別対策を講じることまでを排除するものではない。</p> <p>○ なお、(6)－2については、◎*にすることとする【NTT意見を参照】。</p>
ソフトバンクテレコム／モバイル	<p>2.2.2.1 津波対策 実施指針が「◎」となっており、かつ、携帯電話基地局も津波対策の対象となっているが、全ての携帯電話基地局に対して津波対策を施すことは費用面等を考えると現実的では無い。 よって、今回の改訂では実施指針を「○」もしくは「◎*」として頂くか、「津波対策を講じることは」を「重要な設備に対して津波対策を講じることは」に修正頂きたい。</p>	<p>○ 貴見を踏まえ、◎→◎*に修正することとしたい。</p>
国民生活センター	<p>実は、p24、29の「消費者団体」という記載について、おそらく、当センターのことをお示し頂いているのかと思いますが、この部分、具体的に「独立行政法人 国民生活センター」と記載頂けませんでしょうか。 通常、当センターは消費者団体として、扱われることがないため、他の消費者団体の方々から見た場合、違和感があるのではないかと感じます。</p>	<p>○ 貴見を踏まえ、修正することとする。</p>

安全・信頼性検討作業班報告(案)に対する構成員意見

構成員	意見概要	事務局の回答
ソフトバンクテレコム／モバイル	<p>2.3.2 ハードウェアの信頼性向上について 事業用電気通信設備を構成する機器において、いわゆる「重要なハードウェア」の部分においても多くの汎用品を用いている。 これらの汎用機器のハードウェア品質管理はベンダーによるところが大きく、事業者でハードウェアの品質検証を行うことが必ずしも事故の未然防止に資するものではないことから、実施指針を「○」もしくは「◎＊」として頂きたい。</p>	<p>○ 機器ベンダーが責任を負うケースが有る点については、ご指摘のとおりと考える。 ○ ただし、ハードウェアの品質評価、バックアップ切替動作の確認が不十分であったために、又は汎用機器であるとの理由から漫然とベンダーの説明書等を信用したために生じた電気通信事故であっても、当然にその事故の責任は、電気通信事業者にあるものとする。 ○ 当該対策は、実際に発生した電気通信事故の教訓を踏まえての提案であり、実施指針については、当初の案(◎)で対応することとしたい。</p>
イーアクセス	<p>・作業班報告書案のP32にあるハードウェアの品質評価と、バックアップ切替動作の確認について、機種によっては、機器ベンダーの協力のもと過負荷試験やスペック(性能限界)の試験を実施し導入判断を行うケースがございます。そのため、一義的には機器ベンダーが責任を負う範囲もあると考えます。 事業者の大小問わず本実施基準が適用されることが前提であれば、上記内容についても考慮頂き、実施指針については、○または◎＊等に見直しをご検討いただければと考えます。</p>	

安全・信頼性検討作業班報告(案)に対する構成員意見

構成員	意見概要	事務局の回答
ソフトバンクテレコム／モバイル	<p>2.4 電気通信事業法以外の関係法令の規定、電気通信事業関係団体の取組状況により、安全・信頼性基準への反映が必要と認められる事項</p> <p>今回「追加したい」とされる2件(フィルタリングサービス、児童ポルノ対策としてのブロッキング)は、取組自体は推進すべきと考えているが、本基準に追加することに違和感があるため、事務局の見解を伺いたい。</p>	<p>○ 安全・信頼性基準は、電気通信事業法が規律する事項以外の事項等も含め、関係者の自主的取組を促進することを目的として制定されているものである。</p> <p>そのため、電気通信事業法以外の法律により、または社会的要請により、実際に電気通信事業者が取り組んでいる活動であれば、安全・信頼性基準に反映することは可能であると考えている。</p> <p>○ また、基準(又は解説)に反映することにより、電気通信事業者の活動促進への寄与、当該取組に対する利用者の理解促進が図られることも考えられる。</p> <p>○ 電気通信サービスの多様性、複雑性が更に進む中で、電気通信サービスの不正利用に対する取組は、重要度を増している。こうした状況を踏まえて、「安全・信頼性の確保等の情報公開、電気通信事業者の取組等」の「電気通信サービスの不正利用に関する周知、取組み」として新たに追加することを提案している点をご理解いただきたい。</p> <p>○ なお、実際の対策(いわゆる告示条文等)については、今後検討していくこととしている。</p>

安全・信頼性検討作業班報告(案)に対する構成員意見

2. 第3章 スマートフォン普及に伴う技術基準の見直し に関する構成員意見

構成員	意見概要	事務局の回答
イーアクセス	<p>技術基準の方向性について、作業班会合時で配布いただいたものと比べ事業者が採るバーストラヒック対策の措置の幅を広げていただいたことは適切であると考えます。</p> <p>報告書案上、バーストラヒックを、一般的な認証以外での認証関係設備における瞬間的な多数の処理要求と定義いただいたおりましたが、そもそもその発生の可能性や対策の手法は、弊社5/31プレゼンで触れさせていただいたとおり、利用ユーザーの嗜好(パソコンとスマホ等、どのような端末が選択されているか)等もふまえ各社異なるのが実態となりますので、実際の省令化等にあたっては、各事業者に応じたバーストラヒック対策の措置が可能となるようお願いしたいと考えております。</p>	<p>○ 最終的にとりまとめられた報告等の内容にもよりますが、基本的には作業班での議論に則った制度措置とする予定である。</p>
ソフトバンクテレコム／モバイル	<p>2.3.1 バーストラヒック及び制御信号等対策について</p> <p>【P】(ペンディング)となっているにも関わらず、実施指針が「◎ * ⇒◎」となっている。「◎」で妥当かどうかは、その対策の内容によるため、実施指針の部分は現時点においては「◎ *」のままとして頂きたい。</p> <p>当該対策の内容の方向性が示されている「別添1 別表第1 設備等基準 第1 1.(6)」においても、「◎ *」の記載となっているため、整合を取る観点でも上記記載として頂くことが妥当と考える。</p>	<p>○ 【P】のため、報告書(案)と別添1との整合は取っていなかった。バーストラヒック及び制御信号等対策について、電気通信設備の技術基準に反映すべき事項とされることから、実施指針を◎とする。</p>

安全・信頼性検討作業班報告(案)に対する構成員意見

構成員	意見概要	事務局の回答
KDDI	<p>報告書42ページの最後に、「なお、ごく少数…適用対象から除外することが適当である。」という文章がございますが、その前段に、次のような文章を追加して頂けないでしょうか。</p> <p>「また、さまざまな制御信号対策を事業者で行うのみではなく、制御信号の低減を促進するため、コンテンツやアプリの開発者との連携・協力体制の確立が必要である。」</p> <p>前回会合での議論に沿う内容だと存じますが、如何でしょうか。ご検討頂けると幸いです。(「…協力体制の確立が必要である」ではなく、より柔らかく「協力体制を確立することが望ましい。」という表現でも結構です。)</p>	<p>○ 当該箇所(第3章)では、電気通信設備の技術基準に反映すべき事項についての記述をしている。ご意見に示された条件は、当該技術基準として定めるべき性質の事柄ではないと考えられるため、報告(案)には追加しかねる。</p>
尾形 東工大 大学院 准教授	<p>会議中にも通信事業者より発言がありました通り、スマートフォンにおける制御信号抑制については、アプリケーション業者との連携が欠かせないため、報告書へ何らかの記載をすべきであると思います。</p> <p>通信事業者むけの文書中に、アプリ業者向けの文言を入れることは難しい、というのも理解できますが、ユーザー保護という目的からすると、何も入れないわけにはいかない気がします。</p> <p>たとえば、「アプリ業者と密な連携を取ることによって、制御信号を抑制すること」というような文言を追加すれば、通信事業者がアプリ事業者へ強く要請できるかもしれませんし、そうなれば通信事業者を介してアプリ業者を規制していくことが可能かもしれませんので、ご検討のほどよろしくお願いします。</p> <p>(3)に「…増加を考慮し、十分に余裕を持った処理能力の確保」という文言がございますが、何を以て「十分」というのか、という点が明確ではなく、事業者は対応に困るのではないかと思います。</p> <p>これまでも、それなりに将来予測をして設備投資をしてきたが、それでもトラブルが生じているのではないのでしょうか。ネットワーク機器の処理能力については、余裕を持った設計とすることはすでに盛り込み済みだとすれば、改めて「十分に余裕を」という文言を追加するまでもないのかもしれない、と考えます。</p>	<p>○ 当該箇所(第3章)では、電気通信設備の技術基準に反映すべき事項についての記述をしている。ご意見に示された条件は、当該技術基準として定めるべき性質の事柄ではないと考えられるため、報告(案)には追加しかねる。</p> <p>○ 「十分」というのは、不足のないことである。「十分に(余裕をもった処理能力)」というのは、つまりは「処理能力の不足により支障が生じない程度の(余裕をもった処理能力)」ということであり、特に混乱は生じないものとする。</p> <p>なお、基本的には、通信需要の予測に基づき処理能力を確保しているつもりでも、実際の通信需要が予測を超えてしまうことがあるため、支障が生じてしまうことが危惧されている。このため、単に通信需要の予測に応じて処理能力を確保するのみではなく、そこに「十分な余裕」を持たせることが肝要と考える。</p>